

すいどうだより

第21号

2010年2月1日発行

行田市都市整備部 水道課 〒361-0038 行田市前谷1番地1 ☎048-553-0131(代表)

水道料金の口座振替のご利用のお願い

水道料金のお支払いは、便利な口座振替のご利用をお勧めしています。

手続きは、水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑を持って、各指定金融機関にてお願いします。(申込み用紙は、各指定金融機関にあります。)



指定金融機関

①次の金融機関(本・支店)

埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・足利銀行・東和銀行・群馬銀行・埼玉懸信用金庫・中央労働金庫・熊谷商工信用組合

②ゆうちょ銀行・郵便局

東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局(納入期限内に限る)

③ほくさい農業協同組合各支店(行市内)

水道の使用開始・中止等に関する届出について

水道は、家ごとに(マンションやアパートの部屋も1つの家として取り扱います)市へ届出をしてから使用することになります。

水道の使用開始・中止する際は電話等で水道課に連絡してください。

行田市水道課 ☎048-553-0131(代)

なお、インターネットによる電子申請をご利用いただけますと、原則24時間365日いつでも手続きが可能です。

ご利用の際の詳細については下記の行田市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.gyoda.lg.jp/11/05/11/densisinsei.html>



| | |
|-------------------|-----|
| ◎平成20年度決算と事業のあらまし | 2・3 |
| ◎水道事業からのお知らせ | 4・5 |
| ◎水質検査結果の公表 | 6 |